平成２２年（フ）第１５５号
三重県桑名市大字東方237番地２、前住所愛知県小牧市大字間々原新田478番地１　ルレーヴ・アルカディア205号
債務者　岩間　恭子（旧姓久山）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
三重県四日市市千代田町234番地１
債務者　**拘**瀬　竜一
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
三重県四日市市大字羽津戊354番地11
債務者　安田　則子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
三重県四日市市富田浜元町10番１号
債務者　下田　春美
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第６号
三重県三重郡菰野町大字菰野2689番地
債務者　栗本　靖子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７号
三重県員弁郡東員町鳥取697番地、住民票上の住所三重県四日市市平町17番11―704号
債務者　菱田　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第９号
三重県四日市市北浜田町11―21　グランドメゾン四日市12階1205号室、住民票上の住所三重県四日市市鵜の森１丁目９番13号
債務者　伊藤　資子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
兵庫県伊丹市池尻６丁目237番地　北池尻団地１―143号
債務者　壬生　律子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１号
兵庫県西宮市上田東町１番５号　関西電力第５鳴尾寮、前住所兵庫県尼崎市大西町１丁目３番20号
債務者　井上　玲子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５号
兵庫県尼崎市西川２丁目20番10号　吉井文化104
債務者　臼井　忠司
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９号
兵庫県西宮市豊楽町４番４―202号
債務者　小嵐　健治
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８６号
福岡県嘉麻市牛隈2510番地38
債務者　原口平次郎
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５号
福岡県嘉麻市上臼井2074番地２
債務者　利川　政市
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６号
福岡県飯塚市相田32番地１　フラット８仲江45号
債務者　山田　佳也
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第６２０号
福岡県中間市通谷１丁目１番15―804号
債務者　五郎丸正信
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６２１号
福岡県中間市通谷１丁目１番15―804号
債務者　五郎丸さなみ
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９６５号
北九州市八幡西区陣原４丁目５番15号
債務者　野間　祐輔
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部